

# 「組合理」企業としての オランダ東インド会社

— 大塚久雄『株式会社発生史論』の再検討(3)—

中京大学経営学部教授 中 條 秀 治

## Dutch East Indian Company as a Union type Enterprise:

Review of Hisao Otuka's "Theory of the Birth of Corporation"

Chujo, Hideharu (Professor, Chukyo University)

キーワード

株式会社発生史, 先駆会社 (フォール・コンパニーエン), オランダ東インド会社, *corpus mysticum* (神秘体), 「組合理」企業, 「法人型」企業形態

目 次

- I はじめに
- II オランダの先駆会社 (フォール・コンパニーエン)
- III オランダ東インド会社
- IV 「組合理」企業としてのオランダ東インド会社
- V おわりに

### I はじめに

オランダ連邦政府主導でアムステルダム・ゼーラント・ロッテルダム・北オランダ・西フリースラントなどの各州の先駆会社の結合が画策されて、その結果として1602年に誕生するのがオランダ東インド会社である。

オランダ東インド会社の企業形態については、次のような3つの見方がある(科野、

pp.27-28)。

- ①「一定出資額の参加者をもつ六つの会社のパートナーシップ(組合理関係)」という見方
- ②「東インド会社は一つの単位であって、数個の独立した単位の複合企業ではない」、すなわち先駆企業が結合し、株式会社となっているという見方
- ③「特殊の目的のために同盟した六自治団体の連合理」という見方

一般的には、オランダ東インド会社は「株式会社の起源」とされているが、①の見方である「先駆会社のパートナーシップ」ということなら、オランダ東インド会社は組合理であり、株式会社ではないということになる。また、③の「特殊の目的のために同盟した六自治団体の連合理」という見方も組合理として扱っており、株式

会社とはみなしていない。これらは、②の「複数先駆企業の結合体としての一つの単位」であり、株式会社であるという見方と会社観として鋭く対立している。

わたくしは、人的結合としての会社観 (company/ 組合) と人以外の corpus (体) を立ち上げる会社観 (corporation/ 法人) の違いが本質的な株式会社のメルクマールであると考えている。すなわち、この会社観の違いこそが、合名会社・合資会社・株式合資会社という「人的結合の会社観」と「人以外の corpus を立ち上げる会社観」である株式会社を区別する指標となるとの確信を持っている。

そこで問題となるのは、オランダ東インド会社について「組合」であるという見方と「株式会社」であるという見方が対立していることである。オランダ東インド会社が「組合」の概念で理解されるものならば、それは「人的結合としての会社観」であり、わたくしが考える corpus の立ち上げによる株式会社の会社観とは結びつかないのであり、オランダ東インド会社を「株式会社の起源」とすることには異議を差しはさまざるをないのである。

本稿では、先駆企業およびオランダ東インド会社の企業形態を比較検討することで、匿名コンメンダを背後にもつマグナ・ソキエタスとしての先駆企業がオランダ東インド会社として連合するに及んで、どのような企業形態の変化を起こしたのかを確認しようとする。また、オランダ東インド会社が、「人的結合としての会社」(組合)であったのか、はたまた「人以外の corpus を立ち上げる会社」(法人)であったのかを問い、「株式会社の起源」とされていることの是非を再検討しようとするものである。

## II オランダの先駆会社 (フォール・コンパニーエン)

### 1 会社形態

オランダ先駆会社 (フォール・コンパニーエン) の会社形態については、以下のように考えられている。

先駆会社は、「表面上数人ないし十数人のこの取締役の出資のみによって成立」しており、「形式上第三者に対して一応取締役のみの結合体・共同企業」であったという (大塚, 第一巻, p.341)。つまり、「各取締役はこの出資に関して、事実上、自己の背後にそれぞれ多数のいわゆる『出資者』の群れをもっていた」(第一巻, p.346) のであり、「二つの種類の社員」, すなわち「少数の取締役」と「多数の出資者」から成るマグナ・ソキエタスであった。

多数の出資者がいるにも関わらず、これが表面上ソキエタス (合名会社) であるというのは、出資が「会社そのもの」に対して行われるのではなく、取締役個人の背後に隠れているからである。この匿名のコンメンダは取締役個人に対して出資しているのであり、「商号」により表現される「会社」という存在に対しての出資ではないという意味で、「分散型 (匿名型) コンメンダ」と呼ばれ、会社そのものに対する出資である「集中型コンメンダ」と区別される。

オランダ先駆会社においては匿名型コンメンダが中心であったが、ただし 1601 年のゼーラント会社の設立契約においては、「取締役団は全体として出資者群に義務を負うことが規定せられ、したがって出資者群が直接に『会社団体』 (societaire verband) のうちに取入れられていた」(第一巻, p.348) というヘーデンの研究に大塚は言及している。

これらの動きを整理すると、初期フォール・コンパニーエンにおいてはソキエタス社員への分散型 (匿名型) コンメンダであり、後期フォール・コンパニーエンにおいては、会社への出資という形で集中型コンメンダとして合名会社から合資会社への形態的移行を示していると考えられる。

大塚は、「フォール・コンパニーエンは『完成の途上にある』しかも特別に拡大された合資会社形態とも名づけるであろう」(第一巻, p.350) と指摘している。

### 2 当座的色彩

先駆会社 (フォール・コンパニーエン) は、「当

座企業的色彩」を維持しており、これを永続企業と呼ぶことはできない。先駆会社においては、航海ごとに資金を集め、航海が終われば一回ごとに決算され、利潤の配当にとどまらず、出資金も払い戻された。すなわち、「商船隊編成の度ごとに各取締役は、自己が当該『航海』に参加するや否や、またいくらかの出資額をもって参加するやそのつど新たに明示し、しかる後にそれぞれ出資者群の出資を受け入れた」（大塚、第一巻、p.355）のであり、「……外面上、航海ごとに一応別々に設立せられ、取締役団のメンバーおよびその出資金額はそのつど変更せられたし、いわんや出資者群のメンバーおよび出資額は変更せられたのである」（大塚、第一巻、p.355）。

先駆会社（フォール・コンパニーエン）は、「当座企業的色彩」を強く残す一方で、「すでに一種の永続性を具え」ており、「永続的企業へ転化すべき萌芽を示しつつあった」（大塚、第一巻、p.356）とも指摘されている。すなわち「同一会社の航海は実質的にも多分に連続性をもっていた」として、「第一、取締役にしても、その背後の出資者群にしても、そのメンバーが変更され得たとはいえ大体においてつねに同一人であった。第二、さらに彼らは決算に際して払戻された資本を、多くのばあい、直ちに次の航海に投資したし、船舶のごときはつねにそのまま次の航海に使用されていた」（大塚、第一巻、p.356）からであるという。

### 3 出資形態

会社社員であるソキエタスと出資群の関係は、「彼らの出資関係は当該フォール・コンパニーエンないしソキエタスへの直接的関係ではなく、まず彼らがそれぞれ彼らの取締役に出資し、そして当該取締役がこれを『自己の名において』会社に出資するという間接的關係であった」（大塚、第一巻、p.346）ということであるから、会社表面にあらわれるのはソキエタス社員のみであり、その意味で会社はソキエタス社員のものであり、会社財産とソキエタス社員の個人財産は分かちがたく結びついていると考え

てよいであろう。

すなわち匿名コンメンダの出資はあくまで特定のソキエタス社員（取締役）に対するものであり、「その取締役との間の内部関係」（大塚、第一巻、p.346）に過ぎない。しかし時とともに、「一般契約といった形で、次第に『会社』との直接な関係に入り始め、『社員』とならんとする傾向を示すに至った」（大塚、第一巻、p.351）とも指摘されている。

以上の状況を念頭に社員総会といった機関の成立について考えると、「大多数のフォール・コンパニーエンにおいてはその萌芽すらついに見出しえなかった」（大塚、第一巻、p.353）のは「匿名型コンメンダ」という出資形態を考えれば当然であろう。ただし、株式制については、一種の「持分証書」という形でその萌芽らしきものが確認できるとある。すなわち、「出資者群の持分に対して一種の『持分証書』aandeelbewijzen が交付せられ、その譲渡も許されていた」（大塚、第一巻、p.353）という。ただ、「等額への分割」ではなく、「その譲渡も公には取締役および従来の出資者間のみ許されており、特に前者にはその先買権があった」（大塚、第一巻、pp.353-354）とされる。

### 4 取締役の無限責任

取締役は機能資本家であり、「当該企業を代表し、かつ自己のイニシアティブに従って『自らの意のままに』東インド貿易を経営した」のであるから、「機能資本家たる事実に対応して、各取締役の当該企業に対する責任の形態は直接の無限責任であったと推測される」（第一巻、pp.342-343）と大塚はいう。

大塚は、1582年編纂の「アントウェルペン慣習法集成」の第一款第52条にはフォール・コンパニーエンの取締役に対しては、「明白に直接の無限責任」が要求されていることを紹介しており、またヘイデンの挙げる史実として、ある遠国会社の1594年のエダム市に対する債務証書に、「取締役として連帯して、現在のものあるいは将来のものたるを問わず、残るものなくわれわれの全財産をもって責任を負うもの

である」との記載についても紹介している（第一巻，pp.343-344）。

以上の史実から、先駆会社の場合には、「取締役の人的無限責任は、何らの余地なく明瞭である」（大塚，第一巻，p.344）ことが確認できる。

## 5 取締役の機関化

先駆会社（フォール・コンパニーエン）はその基本構造はマグナ・ソキエタスであったが、「その合併・拡大の過程において、会社機関としての『取締役会』をすでにその内部に形成しつつ」（p.354）あったという。すなわち、「出資者群が次第に会社企業と直接の関係に入り込み、その姿が企業の全面に浮かび出てくるにつれて、フォール・コンパニーエンの内部においては『取締役団』が『取締役会』het collegieとして会社機関の性質を帯びるに至った」（第一巻，p.351）と大塚は分析する。

取締役会の組織は、社長の指揮のもとに、取締役が「人事課」、「艦装課」、「糧食課」、「商品課」などを組織し、「最初は週一回例会をひらき、その他社長が随時これを招集しうることになってたが、一六〇〇年以降週三回月水土に例会がひらかれることになっている」（p.352）との説明がある。

大塚は、取締役会があり、社長以下の職能別の課という「職能分化」した組織の成立に言及し、この事実をもって「機関化」という表現を使っている。「会社」という存在が構成員とは別の存在として成立するときに発生する概念である「会社機関」という存在と、仕事を効率的に処理する必要から生じる「職能分化」として構築される「組織」という概念を区別する必要がある。大塚は「機関」と「組織」の違いを深く考察することなく、「組織化」の進展を「機関化」と同義語として使っているようである。

わたくしの理解では、「機関化」とは会社という団体のための機能単位となることであり、「自己のため」や「自己に投資した匿名コンメンダのため」に働く発想にとどまる限り、厳密な意味で「会社機関の性質を帯びるに至った」ことにはならないと考える。もちろん、「機能

分化」という意味でなら、組織の専門職化は進んでいるとは言えるが、「機関化」は単なる「機能分化」以上のことを意味することに注意する必要がある。

## III オランダ東インド会社

### 1 国策会社としてのオランダ東インド会社

1602年にオランダ東インド会社（合同東インド会社）は熾烈な競争関係にあった各州（阿姆斯特ダム・ゼーラント・ロッテルダムなど）のフォール・コンパニーエン（先駆的会社）が連邦政府の音頭の下で、「包括的な合併」に至ったものである（大塚，第一巻，pp.334-341）。

オランダ東インド会社が国策会社であることは、特許状により付与されたその権限の範囲からも明らかである。特許状は「連邦政府の特許状」と「会社の定款部分」とから成る。連邦政府の主導でこの会社が設立した経緯が前文としてあり、そこには5つの先駆会社が連合して、「一つの組合（a union）」となることが連邦各州と各先駆会社にとって利益となるとの設立意図が示されている。

特許状（英訳「VOC Charter」）には、「一つの固定的・安定的で秩序のある実体（entity）の創造を通して、ここに参加しようとする連邦各州のすべての住民の善のために、彼らが共に結びつき、管理され、拡大されるだろう」とあり、会社代表は「様々な議論や幾多の説明会、報告書を通して合意に至った」との経緯の説明がある。そして「連邦各州の進歩・奉仕と福祉を考慮するといった当然の配慮の後、われわれは一つの組合（a union）をもたらすことに共に成功した」と記されている。

この特許状には、「法人化（incorporated）」とか「法人（legal person, corporation）」などの表現はみられず、連邦各地の先駆企業の連結体としての組合（a union）が構想されていたと考えられる。

特許状の内容を見れば、オランダ東インド会社は、21年の期限付きの独占会社であり、10年間の固定資本制であり、全社員（株主）の有

限責任制を採用した新しいタイプの会社であった。オランダ東インド会社以外の会社については、喜望峰の東を経て、マゼラン海峡に至る航海が禁止され、違反者には船と積み荷の没収処分が課せられた。この特許状以前の特許状をもつ別会社についてはその特許の有効期限まで有効とされたが、ただし今後4年間以内に出航しないとその特許そのものが無効とされた。

オランダ東インド会社には、砦や要塞建設のために海外の王や支配者と関係を作り、連邦政府の首長名（the States General）あるいは現地政府名（the country's Government）で条約を締結する権限が付与されていた。また会社の各代表は現地の長官（governors）を任命でき、長官は軍隊を保持し、秩序維持のために裁判官やその他の必須業務のための職員を保持するともある。そして、指名された長官や司法・軍事の職員は連邦政府の首長、あるいは現地政府および会社に対して忠誠を誓うことが要求されている。

さらに、国策会社であることが明白な理由と考えられるのは、意思決定機関としての「十七人会重役会」が重要案件で合意に達することができない場合やそこに意見対立がある場合には、その事実を「先送り」し、議会による審議と決定に回すべしとの記述がわざわざ特許状に記されているからである。ここから意思決定権の最上位に位置するのは、連邦議会であり、政府が最終的な権限を持つものであったことがわかる。

以上のように、オランダ東インド会社は、貿易独占権を保障され、国家の出先機関が持つような外国との条約締結、司法権、軍備・軍隊の保持などが認められた国策会社としての性格を考えると、オランダ東インド会社を単純な株式会社として扱うことはできないことは明らかである。

## 2 1602年の特許状における会社定款

新会社は、オランダ連邦議会による特許状が与えられた公的定款の存在する特許会社であった。この時点の特許状は「連邦政府の特許状」

と「会社定款」を含んだものとして一体化しており、この点に注意する必要がある。

特許状には会社定款が第1条から第46条までであった。

第1条から第4条まで、会社の組織構成としてのカーメル制・十七人重役会の構成・委員数、決定内容、開催場所についての記述があり、第5条には十七人会と連邦議会の関係として、「重要事項について重役間に同意が得られない時は連邦議会の議員会議で決定される」（田淵，p.87）とある。会社の協議機関である「十七人会」の上にオランダ連邦議会が最終的な意思決定機関としておかれていることがわかる。

第6条には、特許状の21年間の有効期間の記述があり、第7条から第11条までには、10年ごとの総決算、第2回目の決算時における初回投資の半分の投資義務、投資者の権利、投資限度、株式募集などが記されている。

第12条から第17条まで、船舶航行規定、カーメル相互の共同責任、艀装と送り荷と帰り荷、会社に対する州と市の権利、利益配当についての記述がある。

第18条から第33条までは、取締役に関する条項が並んでいる。それらは、取締役の人数とその人名、将来の取締役の人数規定、空席の補充方法、宣誓義務、株式所有義務、報酬、禁止事項、取締役の自己勘定取引による損失に関しての中央金庫の立場、人事管理権などが規定されている。ここで、特に重要と思われるのは、取締役の宣誓義務であり、「取締役は管理職としての義務を最高且つ忠実に実施する義務、適正にして最善の決算を指導し実施する義務、特定の出資者の利益につながる行為をしない義務をもつ」（田淵，p.89）とあり、現代の株式会社の取締役に対する「会社に対する忠実義務」や「善良な管理者としての義務」と同等の表現がみられる。

また、取締役の思惑投資による損失については、所属しているカーメルが責任をもつとし、「会社の中央金庫はこれに関与することがない」（田淵，p.90）としている点は重要である。ここには、取締役の自己判断による取引を会社の

業務行為としない発想がみられ、会社財産を取締役の恣意的行為から守ろうとする発想がみられる。

第34条から第41条までには、独占特許の内容、他国との協定締結権や行政・軍事権、政府の海事委員会の権限、敵国からの略奪物資の処理、輸出入税支払いの義務、武器保管権、胡椒用の計量器の指定および使用規定が記されている。

第42条には取締役の有限責任が規定されており、「取締役の人格と財産を自由に処理することはできない。取締役はそれ故に彼のおこなう管理に対して責任が要求される」(田淵, p.92)と記されている。

第43条から最後の第46条までには、会社の行政権や特許料の額、船隊指揮官の報告義務、特許状の順守義務などが記されている。

### 3 会社形態—「カーメル制」と「十七人重役会」—

オランダ東インド会社は1602年にくつかりのグループのフォール・コンパニーエンの合併によって成立する。しかし、熾烈な競争を展開していた間柄であり、利害対立もあって「完全なる癒合を許さず、したがって合併というも決して完全なるそれではなくして、いわゆる『カーメル制』(kamer)なる妥協的な割拠的な姿」(大塚, 第一巻, pp.374-375)を生み出すことになる<sup>i</sup>。

各カーメルに割り当てられた人数の代表者による「十七人重役会」とよばれる最高機関が、一般的な方針決定とカーメル相互間の競争避止義務を負っていた<sup>ii</sup>。具体的には、「艦装に際しての相互的援助、積荷の販売における競争避止、および利潤分配と損失の責任における利害の共同の規制」(大塚, 第一巻, p.376)などである。

「十七重役会」なる最高会社機関の職務(職務に関する特許状第二条)には、「(一) 艦装の時期と目的地および各カーメルに割り当てらるべき船舶権の決定、(二) 帰り荷の分配、(三) 配当の決定など、その他の一般的統制」(大塚,

第一巻, p.376)などがあった<sup>iii</sup>。

カーメルは、「全く独立の経営を行い、当該カーメル直属の資本をもって自ら船舶を儀装し、使用人と船員とを雇用し、東インドより輸入せる諸種の商品を独立に販売し、その利益を配当した。その外になお、各カーメルは必要のばあいには自らの計算で債務をおうた」(大塚, 第一巻, p.375)という。しかも、「取締役団は会社の経営をば全く恣意的に、自らの私益のために行った」(大塚, 第一巻, p.382)という。

「取締役団は、まず、商船隊の編成に際してその必需品を独占的に自己の手でかつ高価に会社へ供給し、さらに、帰り荷の販売には、それを『めっちゃ値』でしかもひどい支払条件で自ら『優先的に』に買い入れ、他方これを高値で売りさばき、甚だしいばあいには自己の手持品を売りつくすまで会社の帰り荷の販売を延期することすらあえてした」(大塚, 第一巻, pp.382-383)のである。

取締役の報酬についても、「不当に高額な報酬」であり、「配当率はこの利潤の高低と全然無関係で、ひたすら取締役団の私利によって恣意的に決定せられた」とあり、「配当率は一般に不当に高率」であり「蝸配当」の傾向にあったという。このような状況からして、「配当率の恣意的決定を隠蔽すべき煙幕として、当然に会社財産の非公開・秘密主義が強行せられねばならなかった」(大塚, 第一巻, p.385)とも指摘される。

これでは取締役を会社機関とはとても呼べないが、各カーメルが直属の資本を持っていたという事実も重要である。特許状にもカーメルの独自の損失処理についての規定がある。すなわち、「一つのカーメル(chamber)または別のカーメルの取締役各が取締役として彼に預託された資金に関する責任を果たすことができないような状況に至った場合、ここから生じる損失については、会社準備金に対する負債ではなく、当該カーメルの資金から支払われることになる」(英訳, VOC Charter)と明記されている。これは各カーメルにおける匿名コンメンダの存在を前提とした会社財産の予防策としての条項で

ある。

以上、「十七人会」は各個別企業からの代表委員によるシンジケートのごときものであり、取締役自身が自己の属するカーメルの利益を東インド会社に優先して追求するという背任的行為が見られ、「会社のため」に働くという会社機関としての発想はみられない。要するに「十七人会」は、ソキエタスの性格が抜けきれない各フォール・コンパニーエンの代表による利害調整組織である。これは現代株式会社における取締役の「善良な管理者の義務」というような規定がもつ精神と比較するとその差は歴然としている。

この専制的構造に対して、1622-1623年の特許状の更新に際して、「会社財務の公開」・合理的な会計制度・監査役会の設置など組織上の変革が行われた。すなわち、「取締役の世襲廃止」<sup>iv</sup>（終身制から任期3年へと変更）、大株主を企業支配に参加させる「主要出資者制」および「選挙委員会」による選出（残任取締役と同数の出資者代表で構成される選挙委員会で候補を選定し、連邦議会が指名するという方式）、「取締役団の利己的行為の禁止」、「婿配当の禁止」などが決められたが、取締役の報酬はなお莫大なものであった。しかも、取締役団を牽制するはずの主要出資者が取締役と利害を共有することで、「取締役団の放恣なる専制」は「実質上より強化されて存続」し、「一般出資者群は完全な無関心の中にこれに服従し、投票権を放棄」という皮肉な結果となり、本質的な民主化には至らなかった（大塚、第一巻、pp.399-400）。

以上、事業主体は各カーメルのカルテルないしシンジケートであり、その意味で一種の組合組織であるといえる。しかし、国策会社であるという性格を加味すると、単純な独立企業の連合した組合として内部で完結するような性格のものではない。取締役の指名や最終的な意思決定権限などは連邦議会が権限を保持しており、半民半官の組織であるといえる。このことは、外国との条約締結権や海外に要塞を設立できることや司法権や軍隊の保持などの国家権限を付

与されているという事実からも理解できる。

#### 4 永続性

「フォール・コンパニーエンの特質の一つであった企業の当座性もまた、オランダ東インド会社においては完全に揚棄せられ、永続的な海商企業となった」（第一巻、p.372）と大塚は言う。特許状の付与には連邦議会に対する高額な貨幣支払があったが、各カーメルに割り当てられた特許料はそのまま連邦政府の出資金として10年間会社に投資され、資本金の一部となることが1602年の特許状に記されている。

「出資は10年を期限として固定せられ、その間入社および退社を許さず、そしてこの10年の経過の後に『一般清算』generale afrekeningが行われ、この際のみ有志者の入社および退社の自由が許された」とし、「この一般的清算が何ら『解散』を意味しないことは明白であり、したがって当座性を完全に揚棄した」（第一巻、p.372）とされる。

「企業の単なる永続性をこえた株式会社特有の永続性をそなえるに至った」（p.373）と大塚は表現しているが、株式会社特有の永続性とはなにか。これについては、「経営的内容そのものの永続化にほかならない」と説明し、「永続的な取引関係」の成立という要因で説明している。また、「資本が等額の『株式』Aktieに分割せられ、かつ『証券』化せられて転々譲渡せられる」結果、「企業そのものが社員の個人的事情に一応左右されることなき『永続性』と『確定資本制』を獲得する」（第一巻、p.23）ことになったと大塚は説明している。

#### 5 出資形態と社員総会の欠如

出資形態に関して大塚は、「一般出資者群は、もはや取締役の背後にあって彼を通して間接にではなく、会社へ直接に出資するという制度」（第一巻、p.364）となり、「会社と出資者群との直接的関係」が成立していたと表現している。

しかし、これに対しては異なる解釈の余地があるように思われる。大塚は特許状により義務付けられた各カーメルに割り当てられた出資金

の出所について考えていない。しかし、各カーメルからの資金は各カーメルに対する匿名コンメンダとして従来通りの出資形態だと考えるのが自然である。もちろん、一方では大塚が言うように、連邦政府への特許料分にあたる資金は東インド会社への10年間固定の直接の出資金となっており、また特許状には連邦の人民はだれでも会社に直接に投資できると記されており、新たに投資する者は各カーメルを経由して直接に会社へ投資することになる。

これを整理すると、二つの出資形態が併存していると考えられる。すなわち、各カーメルの取締役個人に対する匿名コンメンダが従来通り存在し、この「分散型（匿名型）コンメンダ」による資金が各カーメルからのオランダ東インド会社への出資金ということになるが、オランダ東インド会社への投資という面からみると、これは「会社そのもの」に対する「集中型コンメンダ」の形式と同様となる。

オランダ東インド会社においては、「持分」の自由な譲渡および流通は可能であったが、「株券制」は未成熟であり、株券の代わりに「一種の受領書」が交付されたという。そして、さらなる未完成部分として、株式の「等額分割」および「確定資本金制」が欠如していたという（大塚、第一巻、pp.369-371）。

また、「株価」は「カーメルによってまちまちであり、なかんずくアムステルダム・カーメルのそれは他よりもつねに高値を維持していた」（大塚、第一巻、p.375）との指摘がある。一つの会社がカーメルごとの株価をもつということはそれぞれのカーメルが別会社として独立していると当然考えるべきものであろう。ここからも、オランダ東インド会社は独立した先駆会社がシンジケート的企業連合を形成しているとの見方が当時の現実と一致する。

## 6 取締役の有限責任

取締役の地位について、大塚は、「もとフォル・コンパニーエンのそれに由来したという設立当初の取締役団は、いわば天降的にその名が特許状（第十八―二三条）に指名せられ、し

かも原則として終身であった」（第一巻、p.380）と指摘し、「機関というよりもむしろ身分的な色彩をもって、取締役の私人格そのものに固着せしめられていた」（第一巻、p.381）と指摘している。

『社員総会』が欠如しており、取締役団が企業そのものを専制的に支配しているという『専制的構成』（大塚、第一巻、p.374）でありながら、なにゆえに特許状の第42条に、取締役団の有限責任の規定があるのであろうか。

特許状の会社定款部分の第42条には「取締役の有限責任」が規定されているが、この特許状の規定から判断して、これ以前には機能資本家は無限責任であったと大塚は推定している（p.345）。また、無機能資本家の有限責任については、「明記する必要がないほど明瞭であった」（p.350）とも記している。

取締役の責任については、第42条に、「取締役の私人格および私財産が責任を負わされるということはありえないで、会社が、権限ある裁判官の許にて、これに対し責任を負わされねばならぬ」（大塚、第一巻、pp.361-362）という表現があり、会社という存在が責任主体として扱われ、「機関としての取締役」が規定されている。すなわち取締役については、「彼のおこなう管理に対して責任が要求される」（田淵、p.92）という規定となっている。当時の取締役の個人としての考え方とは別に、オランダ東インド会社では取締役を会社機関として位置づけようとしたことは推測できる。

オランダ東インド会社の取締役としては、確かに有限責任であるが、これを各カーメルに所属する取締役という観点からみると、各カーメルは先駆会社の陣容をそのまま残しながら活動している。そのため各カーメルにおける取締役の位置づけはマグナ・ソキエタスにおける無限責任社員としての在り方を推測させる。すなわち、特許状部分に「カーメルの取締役個人に預託された資金に関して責任を果たせなくなった場合、会社準備金はその責を負わず、その取締役の所属するカーメルの資金が責任を負うであろう」と記されており、特許状の会社定款第



32条と第33条には、取締役の思惑投資による損失については、「当該取締役が所属しているカーメルがその損害に対して責任を負うべきであり、会社の中央金庫はこれに関与することがない」（田淵, p.90）としている点は重要である。

#### IV 「組合型」企業としてのオランダ東インド会社

##### 1 組合か法人か

オランダ東インド会社が国策会社の性格を強くもった特許会社であったことは特許状により知られる。特許状には6つの先駆企業がひとつの組合（a union）として成立したことが書かれている。組合のイメージは独立会社の連合体のイメージであり、これはトラストやシンジケートの概念と同根の個別企業の独立性を保ったままでの利害調整という発想である。しかも特許状には会社を法人とする記述はどこにも見つけられない。イギリス東インド会社の場合には、明確に法人化（incorporated）されたの特許状に明記されており、ここに大きな違いがある。

大塚はカール・レーマンがオランダ東インド会社を「組合型」Verbandtypusと名付けて、イギリス東インド会社の「法人型」Corporationstypusに対照していることを「まさに至当である」と評価している（p.381）<sup>v</sup>。

大塚は、「オランダ東インド会社を一種のカルテル、特にかかるものとしての制規組合（regulated company）となす考えがある」（p.376）として、ドイツのシュモラーやオランダのミュレルといった名を挙げている。

さらに大塚は、「オランダ東インド会社は、たしかに、語の完全な意味における合併ではなかった」といい、「むしろ、ブラーケルのいうごとく前期的トラストと呼ぶを至当とするであろう（大塚, 第一巻, p.377）とも付け加えている。

大塚も賛同するように、オランダ東インド会社が「組合型」であると認めると、事業主体はあくまで各カーメルであり、「十七人重役会」はシンジケート的な統制機関であるとみること

ができる。つまり、表面上は合併し一つの会社として特許状による独占的貿易の主体と認められているが、活動の実態は「十七人会」の統制機関の取り決めに従う6つの独立的事業会社の「組合」とみることができるのである。

##### 2 有限責任の論理

ハイデンは「株式会社発生の母体としての意義」を、大塚のようにソキエタスの性格の強いフォール・コンパニーエンに結び付けず、「コンメンダの決定的意義」を主張した。ハイデンの問題意識は「この有限責任制はいずこより来たったか」という一点に集中する。大塚はハイデンのこの重要な設問を「株式会社を単なる法制上の形式とみ、資本の集中としてとらえない法制史的・抽象的方法が誤謬である」（p.359）と切り捨てるが、この態度には疑問が残る。

私見を述べれば、有限責任はコンメンダにおける無機能資本家と結び付く概念である。合資会社における機能資本家が無限責任社員であり、無機能資本家が有限責任というロジックがオランダ東インド会社以前から認められていたというのが一般的な理解である。

では、機能資本家である取締役が特許状の第42条で有限責任とされるのはいかなる根拠によるのか。これはハイデンならずとも、「この有限責任制はいずこより来たったか」と問うのが当然の発想である。

オランダ東インド会社は国策会社であり、競合関係にあった各州の先駆企業をまとめ上げたものである。シンジケート的な「十七人重役会」に取締役としての無限責任を問うた場合には、そもそもオランダ東インド会社の設立が成し遂げられなかったと想像される。また、「十七人会重役会」において、重要問題で決定できないものや意見対立のあるものは「先送り」し、連邦議会に回して審議し決定すると特許状にあるが、連邦議会が実質的な最終的意思決定機関となっていることがわかる。このことを考えると、現在の私企業としての株式会社の姿とは大きく異なるものであり、この観点からも取締役に無限責任を課すことには無理があると思われる。

また、上記の事情とは別に、取締役を有限責任とするに足る正当なる理由が必要となる。

特許状第42条には、「取締役の人格と財産を自由に処理することはできない」とあり、「取締役はそれゆえに彼の行う管理に対して責任が要求される」と「善良な管理者としての義務」に匹敵するような文言が書かれている。

これが、取締役の「機関化」として理解可能な説明であり、「機関化」という考え方の背景にあるのは「会社それ自体」の自立化である。つまり、取締役は会社の経営を担っており、会社という存在のために働いているとの観念が受け入れられることによって、責任主体が「会社それ自体」となるのである。その場合、取締役は自己のために働くものではなく、会社のために働くから機関なのである。機関としての発想は自らの職務に忠実に義務を果たすことにつきる。機関として取締役の責任は「会社に対する忠実義務」と「善良な管理者としての義務」に収斂する。

大塚は「個人企業—合名会社（ソキエタス）—合資会社（コンメンダないしマグナ・ソキエタス）—株式会社」という単線型の株式会社発生史を提唱し、株式会社の決定的なメルクマールを「全社員の有限責任制」に求める<sup>vi</sup>。大塚の説明は以下のようなものである。

「マグナ・ソキエタス形態においては『結合』はソキエタス社員の『支配』の欲求と矛盾することなしに進行し、会社企業の規模は拡大せられ、ついに『先駆会社』の域にまで到達する。しかしながら、ここで集中の必然性がこれ以上の『結合』を押し進めようとするや否や、先駆企業形態の中核をなすソキエタス社員すなわち機能的支配社団の無限責任が、すなわち彼らの『支配』の私的・人的基礎であるところの無限責任が、いまや『結合』の進行に対する阻止的エレメントとして立ち現れるに至る。つまり、ここで『支配』の欲求の、『結合』の必要に対する矛盾・衝突が再び惹起せられることになる。そして集中の必然性はこの桎梏を打破して、無限責任を消滅せしめ、全社員の有限責任制を確立

し、かくて歴史上『株式会社』がその姿を現すに至るのである」(p.139)。

大塚は、株式合資会社と株式会社を比較してみると、「全社員の有限責任」という点でしか両者は相違しないと考えたがゆえに、株式会社の最重要なメルクマールを「全社員の有限責任」に求めたようである。

大塚は、合資会社の機能資本家が無限責任であるのに対し、株式会社の機能資本家が有限責任であるのを以下のように説明している。

「株式会社においては中心的機能資本家団の企業職能・『企業支配』の形態は、合資会社における『無限責任的支配』と異なって、株主総会・取締役団・監査役団などの会社機関の中に客観化せられ、内在化せしめられている。すなわち、中心的機能資本家団としての『大株主』は、株主総会において議決権の多数を制することによって、企業職能の主体たる取締役団および監査役団における地位を自己のために獲得し、これによって企業全体を支配する。『人的支配形態』に対して、『物的支配形態』と名づけよう。かくして、株式会社において社員の個人性なるものが全く団体性の中に吸収されるという外形現象形態が生ずるのである。これいわゆる株式会社の『法人性』Rechtsperson, corporationの問題に外ならぬ」(第一巻, pp.22-23)。

大塚は、「『全社員の有限責任制』は『会社機関の整備』なる事実との相関において成立している」(第一巻, p.366)として以下のような説明もしている。

「オランダ東インド会社ではソキエタスが明白に『取締役会』・『執行機関』としての会社機関の体裁をそなえるに至った」(第一巻, p.365)が、会社機関の整備により、企業支配が「人的な無限責任の上に打ち立てられることを、もはや不必要となした」(第一巻, p.365)という。その理由として、「企業支配はただなんらかの方法で会社機関たる『取締役会』het collegie van bewindhebbersにおける地位を獲得することのみによって可能となったからである」(第一巻, p.365)と述べる。つまり、「人的無限責

任が取締役団の肩より取除かれ、したがって彼らの個性が会社企業の中に吸収されて、ともかくもここに法制史家のいわゆる『法人』Korporation が成立するに至った」(pp.365-366)からであると説明する。

大塚は、「全社員の有限責任」の理由として「取締役の機関化」を論じ、結果的に「法人」に至るのである。ただし、大塚自身が「法人」というものの成立を会社観の変化として重視し、株式会社成立のメルクマールとしていたかという点とそうではない。大塚は、株式会社のメルクマールとして①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由なる等額株式制、④確定資本金制と永続性をあげる。しかし、法人については、「これこれそ単なる法制上の形式である上に極めてあいまいな概念である」(第一巻, p.26)とした上で、「厳密な意味における株式会社の法人性は『全社員の有限性』と本質的に関連し、その法制的表現である」(第一巻, p.26)と断定し、第二義的な存在として否定的な評価を下すのみである。

大塚は法人に対して、「単なる法制上の形式である上に極めてあいまいな概念」として軽視するが、法人なる概念の根源をたどり、中世キリスト教社会における corpus mysticum（神秘体）の議論にまでさかのぼって検討すれば、法人という存在が「単なる法制上の形式」ではなく、「極めてあいまいな概念」でもないことが明らかになる。ここでこのことを論ずることをできないが、法人の成立と株式会社の成立とを関連づけて考えてみるのが重要であるということだけは指摘しておきたいと思う。

いずれにしろ、大塚が重視する取締役の「機関化」という動きは、会社自体が一つの制度体として成立することを前提として可能となる表現である。すなわち、会社が永続体として成立しており、会社が責任主体であり、会社が契約の主体として、あらゆる事象の全面に現れるのである。取締役の機関としての活動は会社の活動であり、その活動の責任は会社の責任というのがここでの制度設計の枠組みであり、最終的には「法人の成立」に至ることで完成するので

ある。

有限責任の本質的な根拠は、「会社」というものの成立である。この場合、一般には「法人格」の有無が一つの指標となるが、法人格の有無にかかわらず会社としての団体性が存在していることが重要である。たとえば、「人格なき社团」という法律用語が知られているが、これは法人格を取得していないが、実質的な団体性をもつものである。法人格の有無は法的な手続き問題であるが、法人格の取得とは異なる次元で団体性が認められている場合が現実社会に見られるという事実を目を向けることが必要なのである。

このことを会社観としてみれば、法人格が付与される以前に、「会社としての全体性」が認められるようになれば、「取締役の機関化」という動きもおのずと理解される。ソキエタス社員への匿名コンメンダ出資から「会社それ自体」への「集中型のコンメンダ出資」という変化のなかに、「会社それ自体」の成立を認める意識変化がある。そのような意識変化が法人格の取得以前にも「取締役の機関化」を押し進めると考えられる。

## V おわりに

大塚は、「『全社員の有限責任制』なる基本的特質を具備することによって、オランダ東インド会社は『株式会社形態への決定的な推転』をなしとげ、そしてそれはそれ以降ヨーロッパ諸国へ『放射状をなしつつ』会社形態のモデルとして伝播され、かくして『株式会社の起源』としての世界史的意義を獲得するに至った」(第一巻, pp.373-374)と総括する。しかし続けて、「それはいまだ一つの完全な、特に近代的な株式会社ではなかった」と述べ、「なお未完成的な諸点を包含するいわば『形成途の上にある株式会社』であった」(第一巻, pp.373-374)とする。すなわち、「民主的総会の欠如」と「中心的な取締役団による専制的支配」という2点で「未完成」であったと結論づけるのである(第一巻, p.328)。

オランダ東インド会社は、「世界史上『株式会社』の起源」といわれる東インド会社を生み出しながら、結局古き専制型をこえて近代型に移行せしめるべき契機を欠いていた」（大塚、第一巻、pp.490-491）のであり、「オランダにおいてはかかる専制型よりの脱出と『民主型』株式会社への推転は自生的にはついになしとげられないで Code de Commerce の移入に及んだのである」（大塚、第一巻、p.437）と解説する。つまり、本格的な近代的株式会社は、フランス革命後、ナポレオン時代の「フランス商法」の移入によって成し遂げられたと見るのである。

ここで「株式会社の起源」という用語が問題となる。近代株式会社の成立に影響を与えたという意味での「起源」という用語法の意味なら、オランダ東インド会社は問題なく「株式会社の起源」と表現してなんの問題もない会社である。

大塚はオランダ東インド会社が「組合」であるか、「法人」であるかというような法学的な概念構成を重視する立場には立たず、「専制型」か「民主型」かという観点から、民主的な開かれた「会員総会」の有無を近代的株式会社の成立の根拠としている<sup>iii</sup>。

しかしながら、わたくしは、カール・レーマンと同様に、オランダ東インド会社が「組合型」か「法人型」かの企業形態を重視する立場に立つ。重視するのは会社観であり、会社という存在自体が「人の結合」であるのか、人以外の「corpus」を立ち上げたものかを重視する。わたくしは、株式会社の基本概念は中世以来の corpus mysticum（神秘体）という観念を援用したものであると考えているが、ここでの問題意識としてはオランダ東インド会社の会社観が「人以外のもの」（corpus）の域に達していたかどうかを問うたのである。

本稿の分析から言えることは、オランダ東インド会社は先駆会社の連合体した国策会社であり、その組織形態はカルテルないしシンジケートとしての組合、つまり「人的結合」の会社観であったということである。それは一つの観念体としての corpus の成立を意味するものではなく、その意味で会社観としては「株式会社の

起源」とはなりえないと言わざるをえない。もちろん、オランダ東インド会社において、「10年間の固定資本制」や「取締役の有限責任制」などを採用したことで、株式会社制度の成立に多大な影響を与えたことは確実である。しかし、会社観という観点でこれを評価すると、オランダ東インド会社という「組合型」の会社観（company）の延長線からは、「法人型」の株式会社（corporation）の会社観が出てくることは論理的にむづかしいと言えそうである。

## 注

- i 大塚の分析では、「アムステルダム・カーメルの専制的取締役団がその最大の敵手たるゼーラント（ミッテルダルフ）・カーメルおよびその他のカーメルス取締役を制御せんがための手段なる意義をもち、実際その役割を果たしていた」（第一巻、pp.378-379）という。
- ii 東インド会社が一つの法人であれば、代表権は一人ないし少なくとも少数のものがもつのが自然である。しかるに、各代表はそれぞれのカーメルの「信任状」を持参せねばならなかった。その人数は、「各カーメルの資本金額に比例して、アムステルダム八人、ゼーラント四人、その他各一人ずつ、さらに残りの一人はゼーラントマース河畔のカーメル、北部のカーメルの中より代る代る一人を選出することになっていた（特許状第二条）。この十七人重役会の「定例会議」は、通常年三回、三月・六月および十月あるいは十一月に開かれ、開催の場所については六年間はアムステルダム、次の二年はミッテルブルフという具合に交互に移動するよう特許状（第二条）に定められており、大体において守られていたという。（大塚、第一巻、p.377）
- iii 議決ははじめ出席者各一票というシステムによる多数決によって行われていたが、後に出欠にかかわらず各カーメルの投票数がその代表者数に一致せられた。それからこの投票数の問題とともに、この会議における代表者の『席次』は非常に重要視せられていた」（p.377）。しかし、「十七人重役会」は「事実上その実力をほとんどもたず、単に諸カーメルス結び目ないし蝶番の役割をはたすにすぎなかった」（大塚、第一巻、p.378）という。

- iv 1623年に更新された特許状では若干の民主化が図られ、取締役は終身制から任期3年へと変更され、残任取締役と同数の出資者代表で構成される選挙委員会で候補を選定し、連邦議会が指名するという方式となった。また、会社財政の公開の要求に対応する、10年ごとの一般的決算のための「監査委員会」と主要株主からなる「九人委員会」なる監督機関も設置されたが、本質的な民主化には至らなかった。
- v カール・レマーンは専制的なものを「オランダ型」あるいは「組合型(verbandtypus)」と呼び、民主的運営のものを「フランス型」あるいは「法人型(corporationtypus)」と名付けており、大塚は大陸では「組合型」が好まれ、イギリスでは大陸よりも早く「法人型」が出来上がっていたと指摘している。
- vi 株式会社の決定的指標として大塚は次の4つを挙げる（第一巻，p.24）。
- ①全社員の有限責任制，②会社機関の存在，③譲渡自由なる等額株式制，④確定資本金制と永続性
- vii 大塚は、「政治上におけるかのオリヴァー・クロムウェルのプロテクトレート制確立とともに事情は一転して、まず『社員総会』を根幹とする民主的構成が形造られ、ついで一六六二年にはチャールズ二世によって『全社員の有限責任制』が許容せられ、ここにいち早く近代的な『民主型』の株式会社形態が完成せられるに至った」（第一巻，p.437）として、イギリス東インド会社に近代的株式会社の起源があると主張している。
- 参考文献**
- 大塚久雄，1969，『大塚久雄著作集 第一巻 株式会社発生史論』岩波書店
- 大塚久雄，1969，『大塚久雄著作集 第三巻 近代資本主義の系譜』岩波書店
- 大塚久雄，1969，「十七世紀初頭におけるオランダ商業資本躍進の経済的基礎」『大塚久雄著作集 第十巻』岩波書店
- 大塚久雄，1969，「イギリス初期資本主義の支柱たる毛織物工業の展開」『大塚久雄著作集 第十巻』岩波書店
- 大塚久雄，1969，「フッガー時代の南ドイツにおける会社企業」『大塚久雄著作集 第十巻』岩波書店
- 大塚久雄，1969，「株式会社発生史の一齣」『大塚久雄著作集 第十巻』岩波書店
- 大塚久雄，1969，「十六世紀後半のマルセイユにおける南ドイツ商人の東方貿易」『大塚久雄著作集 第十巻』岩波書店
- 中條秀治，2016，「株式会社発生史としての『分散型』と『集中型』の2つのマグナ・ソキエタス—大塚久夫『株式会社発生史論』の再検討(2)—」『中京経営研究』，第25巻
- 中條秀治，2015，「株式会社の起源—大塚久雄『株式会社発生史論』の再検討(1)—」『中京経営研究』，第24巻
- 中條秀治，2014，「団体概念における組織体説と神秘体説—鷹巣信孝の団体論を考える—」『中京経営研究』，第23巻 第1・2号
- 中條秀治，2013，「団体の概念—corpus mysticumとは何か—」『中京経営研究』，第22巻 第1・2号
- 中條秀治，2011，「株式会社団体論と資本主義の未来—会社観の変遷と資本主義の可能性—」『中京経営研究』，第20巻 第1・2号
- 中條秀治，2009，「『団体の時代』と組織—稲村毅による『株式会社新論』批判への反論(4)—」『中京経営研究』，第19巻 第1号
- 中條秀治，2009，「集団概念と団体概念—稲村毅による『株式会社新論』批判への反論(3)—」『中京経営研究』，第18巻 第2号
- 中條秀治，2008，「株式会社は誰のものか—稲村毅による『株式会社新論』批判への反論—(2)」『中京経営研究』，第17巻 1・2号
- 中條秀治，2007，「法人論争とはなんであったか—稲村毅による『株式会社新論』批判への反論—(1)」『中京経営研究』，第17巻 1・2号
- 中條秀治，2005，『株式会社新論—コーポレート・ガバナンス序説—』，文眞堂
- 中條秀治，1998，『組織の概念』，文眞堂
- 大隅健一郎，1987，『新版 株式会社法変遷論』有斐閣
- Kantorowicz, E.H., 1957, *The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology*, Princeton University Press, (小林 公訳, 『王の二つの身体(上下)』ちくま学芸文庫, 2003)
- 科野孝蔵，1988，『オランダ東インド会社の歴史』同文館
- Littleton, A.C., 1933, *Accounting Evolution to*

- 1900, The American Institute Publishing Co., Inc. (片野一郎訳, 『リトルトン会計発達史』, 同文館, 1952)
- 中野常男, 2002 「株式会社と企業統治: その歴史的考察—オランダ・イギリス両東インド会社に見る会社機関の態様と機能—」, 『経営研究』, 神戸大学, No.48
- 永積 昭, 2000, 『オランダ東インド会社』講談社学術文庫
- 小島昌太郎, 1958 『比較株式会社形態論』有斐閣
- Reynders, P., et al, 2009, *A Translation of the Charter of the Dutch East India Company*, Australia on the Map Division of the Australasian Hydrographic Society.
- 森 泉, 1976, 「企業形態としての株式会社」『経済学研究』, 26 (4) : 115-144, 北海道大学
- 森 泉, 1977, 「合名 - 合資 - 株式会社の論理: 大塚久雄『株式会社発生試論』の場合」『経済学研究』, 27 (1) : 59-84, 北海道大学
- 田淵保雄, 1973, 「1602年のオランダ東インド会社の特許状について」『東南アジア—歴史と文化— 3』, 東南アジア史学会, pp.82-96
- Weber, M., 1920, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, Archiv fur Sozialwissenschaft und Sozialpolitik (Bd.XX u.XXI) (尾高邦雄編, 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」『世界の名著 61—ウェーバー—』中央公論社)
- Weber, M., 1889, *Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter*, (Lutz Kaelber, translated 2003, *The History of Commercial Partnerships in the Middle Ages*, Rowman & Littlefield)